



# 第95期 定時株主総会招集ご通知

日 時 2024年6月25日(火曜日)午前10時

場 所 大阪府吹田市桃山台5丁目3番10号 公益社 千里会館 会場:まほろば 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役6名選任の件

燦ホールディングス株式会社

# 経営理念

パーパス

(わたしたちが社会の中で提供している存在価値、存在意義)

# シニア世代とそのご家族の人生によりそい、ささえる ライフエンディングパートナー

#### 経営理念

(わたしたちの使命や目指す姿)

# わたしたちの使命 MISSION

人生に潤いと豊かさを。 よりよく生きる喜びを。

### わたしたちの未来・目指す姿 VISION

わたしたちは、

人の心に寄り添い、人生の喜びと幸せを創出する企業、新しい価値、高い付加価値を創造し、持続的に安定成長していく企業、一人ひとりが情熱をもって、主体的に行動し挑戦しつづける企業になることを目指します。

# わたしたちの価値観 VALUE

人生を主体的によりよく生きること、成長していくこと 変化を恐れず挑戦しつづけること、進化していくこと

# 株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご支援とご理解を賜り厚くお礼を申しあげます。本年1月の能登半島地震で被災された皆様に心よりお見舞い申しあげますとともに、被災地の一日も早い復興をお祈り申しあげます。

2022年、当社は創業90周年を迎えました。10年後の100周年に向けて「新10年ビジョン」を掲げ、「中期経営計画2022年度-2024年度」を策定いたしました。2024年1月には当該計画の重点項目である「葬儀事業の拡大」の主な取り組みとして、新たなM&A(株式会社東京セレモニーの完全子会社化)の合意に至り4月に株式会社公益社に吸収合併いたしました。また2月に同重点項目の「ライフエンディングサポート事業の拡大」として株式会社公益社のカスタマーサービス部門をライフフォワード株式会社へ吸収分割を行うことを発表いたしました。

本年は中期経営計画の最終年度として、「シニア世代とそのご家族の人生によりそい、ささえるライフエンディングパートナー」として、事業を通じて社会に貢献するとともに、企業価値向上に取り組んでまいります。

今後とも、多くのお客様に心によりそう上質なサービスを 提供してまいります。一層のご支援を賜りたく、よろしくお 願い申しあげます。



代表取締役社長 播島 聡

# 株主各位

大阪本社 大阪市北区天神橋四丁目6番39号本 店 大阪市中央区北浜二丁目6番11号 **燦ホールディングス株式会社** 代表取締役社長 播 鳥 聡

# 第95期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

本年1月1日に発生しました能登半島地震により被災されました方々には、謹んでお見舞い申しあげますとともに、被災地の一日も早い復興を心からお祈り申しあげます。

さて、当社第95期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しております。

【当社ホームページ】

https://www.san-hd.co.jp



(上記ホームページにアクセスいただき、ご確認ください。)

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

https://d.sokai.jp/9628/teiji/



(上記ウェブサイトにアクセスいただき、ご確認ください。)

【東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)】

https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show



(上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「燦ホールディングス」または「コード」に当社証券コード「9628」(半角)を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、電磁的方法(インターネット等)または書面(郵送)によって 議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討願い、後述の ご案内に従って2024年6月24日(月曜日)午後5時30分までに、議決権を行使してください。

当社は、本株主総会におきましてライブ配信を実施いたします。具体的な内容につきましては、同 封のリーフレットのご案内をご確認いただきますようお願い申しあげます。

株主総会にご出席くださる株主様とご出席が難しい株主様の公平性等を勘案し、株主総会における お土産のご提供はございませんので、何卒ご理解いただきますようお願い申しあげます。

敬具

記

- 1. 日 時 2024年6月25日 (火曜日) 午前10時
- 2. 場 所 大阪府吹田市桃山台5丁目3番10号公益社 千里会館 会場:まほろば
- 3. 目的事項

報告事項1. 第95期 (2023年4月1日から2024年3月31日まで) 事業報告、連結計算書類 ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 第95期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役6名選任の件

#### 4. 議決権の行使についてのご案内

- (1) 電磁的方法(インターネット等)による議決権行使の場合 電磁的方法(インターネット等)により議決権を行使される場合には、4~5頁の「電磁的方 法(インターネット等)による議決権行使のご案内」をご高覧の上、2024年6月24日(月曜日)午後5時30分までに行使してください。
- (2) 書面 (郵送) による議決権行使の場合
  - ① 同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2024年6月24日(月曜日)午後5時30分までに到着するようご返送ください。
  - ② 書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取扱いいたします。
- (3) インターネット等と書面(郵送)により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数、またはパソコン・スマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以上

#### (お願い)

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。
- ◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。 なお、電子提供措置事項のうち、連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては、法令お よび当社定款第17条第2項の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。 したがいまして、会計監査人および監査役が監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類には、本招
- 集通知の添付書類のほか、上記インターネット上の各ウェブサイトに掲載する「連結注記表」および「個別注記表」も含まれております。

  ○新型コロナウイルス感染症の感染症法上の2類相当から5類感染症へ移行になり、経済社会活動の平常化が進む中、本株主
- ◎新型コロナワイルス感染症の感染症法上の2類相当から5類感染症へ移行になり、経済社会活動の平常化が進む中、本株主総会の当社の対応につきましては、以下のとおりとさせていただきます。ご出席いただく株主の皆様には、予めご了承いただきますとともに、ご協力をお願い申しあげます。
  - ・マスクの着用につきましては、ご出席いただく株主の皆様個人のご判断に委ねることといたします。
  - ・運営スタッフは、マスクを着用させていただきます。
  - ・会場受付には、手指消毒用のアルコールをご用意させていただきます。
  - ・株主の皆様がご自身で体調を確認していただき、発熱や咳などの症状がある場合には、ご出席をお控えいただくようお願いいたします。
- ◎今後の状況により、本株主総会の開催、運営等に関して大きな変更が生じる場合には、書面による郵送または当社ホームページ(<a href="https://www.san-hd.co.jp">https://www.san-hd.co.jp</a>)において掲載することにより、お知らせいたします。ご来場いただく場合は、事前に最新の状況をご確認いただきますようお願い申しあげます。

# 電磁的方法(インターネット等)による議決権行使のご案内

電磁的方法(インターネット等)により議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますようお願い申しあげます。

- 1. インターネット等による議決権行使について
  - (1) 議決権行使ウェブサイトについて

インターネット等による議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス https://www.web54.net

- (2) 議決権行使の方法について
  - ① パソコンをご利用の方

上記アドレスにアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使 コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

② スマートフォンをご利用の方

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取っていただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。

なお、一度議決権を行使した後で行使内容の変更をされる場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」を入力いただく必要があります。

- (3) 議決権行使のお取扱いについて
  - ① 議決権の行使期限は、2024年6月24日(月曜日)午後5時30分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
  - ② インターネット等と書面(郵送)により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数、またはパソコン・スマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

- ③ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金(接続料金等)は、株主様のご負担となります。
- ④ パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合がございます。
- (4) パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて
  - ① パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
  - ② パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望 の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
  - ③ 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本株主総会に限り有効です。
- (5) パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について
  - ① 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル [電話] 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)

- ② その他のご照会は、以下の問い合わせ先にお願いいたします。
  - ア. 証券会社に□座をお持ちの株主様 証券会社に□座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてお問い合わせください。
  - イ. 証券会社に□座のない株主様(特別□座の株主様)三井住友信託銀行 証券代行部「電話] 0120(782) 031(受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)
- 2. 議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様(常任代理人様を含みます。)につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合弁会社株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記1.のインターネット等による議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

以上

# 株主総会参考書類

# 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題の一つと考え、連結業績および資金の状況、中長期的な成長投資のための内部留保の確保、および財務の健全性等を総合的に勘案しながら、配当による利益還元を行っていく方針であります。

この方針に基づき、当期の期末配当金につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

# 期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類 金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額 当社普通株式1株につき金12円といたしたいと存じます。 なお、この場合の配当総額は、248,068,944円となります。

当社は2023年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しております。 2023年9月30日を基準日としてお支払いしました中間配当金(1株につき金23円)は、当該株式分割実施後の1株当たり配当金に換算すると11円50銭に相当しますので、期末配当と合わせた当期の年間配当金相当額は、1株につき23円50銭となり、前期と比べ1円50銭の増配となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日 2024年6月26日といたしたいと存じます。

# 第2号議案 取締役6名選任の件

本株主総会終結の時をもって、取締役全員 (6名) は任期満了となります。 つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。 取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 、 担 当 ( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )	所有する当社 の 株 式 の 数
1	の 名 裕 しいち	1986年 4 月 アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー入社 1994年 7 月 AIGマーケティング出向(AIG株式会社) 2001年 4 月 エイアイジー・スター生命保険株式会社出向 2004年 6 月 アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー顧客戦略統括部長 2006年 4 月 当社入社、執行役員マーケティング戦略部付部長 当社常務取締役マーケティング戦略部付部長 当社常務取締役マーケティング戦略部長兼東京支店長 2009年 6 月 当社専務取締役情報システム担当兼マーケティング戦略部長兼東京支店長 2011年 6 月 当社代表取締役副社長情報システム・マーケティング戦略担当 2013年 6 月 当社代表取締役副社長 2019年 4 月 当社代表取締役会長(現任)(重要な兼職の状況)株式会社代表取締役会長(現任)(重要な兼職の状況)株式会社代表取締役会長(現任)(重要な兼職の状況)株式会社代表取締役会長の状況)株式会社代表取締役会長の状況)株式会社代表取締役会長の状況)株式会社代表取締役会長の状況)株式会社代表取締役会長の状況)株式会社の状況)株式会社の大震取締役社長として、2019年として、2020年 4 月からは表すフフォワード株式会社、また、2023年 4 月からは株式会社公益社の代表取締り上に向けて当社グループの経営をリードしており、そ経験と見識を当社グループの経営に活かすため、選任を	112,300株
	お願いするものであります		

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 、 担 当 ( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )	所有する当社 の 株 式 の 数
2	た、2016年4月から主要 年4月から当社代表取締	聡氏は2013年6月から代表取締役副社長として、ま 学子会社である株式会社公益社の代表取締役社長、2019 役社長として当社グループの経営戦略、営業戦略の推進 富な経営者としての経験と見識を当社グループの経営に	368,100株

はまれ	工 夕	吹 麻	当 社 に お け る 地 位 、 担 当	<b>売去える</b> お社
番号	氏 名   名     ( 生 年 月 日 )	一		所有する当社 の 株 式 の 数
			大正海上システム開発株式会社(現M	
			S&ADシステムズ株式会社)入社	
		1997年 3 月	アメリカン・ライフ・インシュアラン	
	66		ス・カンパニー入社	
		2006年 5 月	当社入社	
		2008年 4 月	当社マーケティング戦略部付部長	
		2009年6月	当社執行役員マーケティング戦略部付	
			部長	
	みや じま やす こ	2010年 6 月	当社常務執行役員マーケティング戦略	
	宮島康子	_	部長	
			当社専務執行役員情報システム本部長	
	(1966年3月5日生)	201/年6月	当社取締役情報システム本部担当兼情	
		0040745	報システム本部長	
		2018年 4 月	当社取締役情報システム本部担当兼情	
		2010年 4 日	報システム本部長兼情報システム部長	
		2019年4月	当社取締役専務執行役員情報システム部担当	
3			1月報ンペテム部担当 マーケティング企画部担当兼マーケテ	61,900株
5			ィング企画部長、システム&オペレー	01,900 <sub>1</sub> %
			ション部担当兼システム&オペレーシ	
			ョン部長	
		2023年 4 月	当社取締役専務執行役員	
			マーケティング企画部・システム&オ	
			ペレーション部・情報システム部管掌	
			兼担当、マーケティング企画部長	
			(現任)	
		(重要な兼職の	D状況)	
		ライフフォワー	- ド株式会社 代表取締役社長	
	【取締役候補者とした理由】			
			6月から取締役として情報システム部	
			当し、2019年4月からは取締役専務執	
			よびシステム&オペレーション部門を担	
		_	フォワード株式会社の代表取締役社長と	
			推進しており、その豊富な経験と実績を	
	白柱グループの経営に活力	かり ため、 選仕を	をお願いするものであります。	

候補者	氏。名	略歴、当社における地位、担当	所有する当社
番 号	らは人事部長として、20 2020年4月からはライフ らは、執行役員として当 部を担当し、2022年4月	(重要な兼職の状況) 1994年4月 株式会社ガイアートクマガイ(現株式会社ガイアート)入社 1998年5月 パシフィックコンサルタンツ株式会社入社 2000年9月 当社入社 2017年4月 当社経理部長 2018年4月 当社執行役員経営企画部長 2019年4月 当社執行役員経理部(財務計画)担当、経営企画部担当兼経営企画部長 2021年6月 当社取締役執行役員経理部(財務計画)担当、人事部(人事企画)担当、経営企画部長 2021年6月 当社取締役執行役員経営企画部担当兼経営企画部長 2023年4月 当社取締役執行役員総務部・人事部管掌、経理部管掌兼担当、経営企画部担当、経営企画部長 (現任) (重要な兼職の状況)ライフフォワード株式会社 取締役株式会社グランセレモ東京 取締役株式会社グランセレモ東京 取締役 「氏は2017年4月から経理部長として、2018年4月からは執行役員経営企画部長として、また、フォワード株式会社の取締役を兼務し、2021年4月からは執行役員経営企画部長として、また、フォワード株式会社の取締役を兼務し、2021年4月からは執行役員経営企画部長として、また、フォワード株式会社の取締役を兼務し、2021年4月からは対別の政締役を兼務し、2021年4月からは新規に設立した、合弁会社である株式会社グランセしており、その豊富な経験と実績を当社グループの経営預いするものであります。	の株式の数 21,800株

候補者番 号	氏 名 ( 生 年 月 日 )	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 、 担 当 ( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )	所有する当社 の 株 式 の 数
5	**こ。 ませます かまる <b>横見瀬</b> 薫 (1957年11月19日生)	1981年 4 月 花王石鹸株式会社(現花王株式会社) 入社 2013年10月 同社コーポレートコミュニケーション 部門サステナビリティ推進部長 2014年12月 同社購買部門間接材部長 2018年 4 月 消費者庁入庁 2019年10月 内閣府参事官付政策企画専門官 2021年 6 月 松田産業株式会社 社外取締役(監査 等委員) 2022年 6 月 当社社外取締役(現任)	O株
	社外取締役候補者 横 進、消費者行政分野にお 社の経営に活かすため、 れた場合は、指名委員会 員報酬等の決定に対し、そ なお、同氏は、過去に	里由および期待される役割の概要】 見瀬 薫氏は大手洗剤メーカーにおけるESG経営の推 する実務経験を有し、同氏の深い知見や豊富な経験を当 選任をお願いするものであります。また、同氏が選任さ ・報酬委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役 客観的・中立的立場で関与いただく予定です。 社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与され 上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切 しております。	

候補者 氏番号 (	名 生 年 月 日 )	略歴、:	当 社 に お け る 地 位 、 担 当 要 な 兼 職 の 状 況 )	所有する当社 の 株 式 の 数
【社会 お め、 員者	リ、特に同氏の経営者 選任をお願いするも	2001年 4 月 2007年 6 月 2012年 1 月 2013年 2 月 2017年 9 月 2019年 8 月 2023年 6 月 理由および期待。 野紀夫氏は生生の としてありますの として当社の役	千代田生命保険相互会社(現ジブラルタ生命保険株式会社)入社同社管財人室長エイアイジー・スター生命保険株式会社取締役プロフィットセンター本部長同社代表取締役社長ジブラルタ生命保険株式会社取締役副会長エイアイジー富士生命保険株式会社代表取締役社長兼COOFWD富士生命保険株式会社(現FWD生命保険株式会社)代表取締役社長兼CEO同社代表取締役社長兼CEO同社代表取締役社長兼CEO兼力ントリーマネージャー当社社外取締役(現任)される役割の概要】保険会社の代表取締役社長を歴任されて識や豊富な経験を当社の経営に活かすたまた、同氏が選任された場合は、指名委員候補者の選定や役員報酬等の決定に対	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
  - 2. 横見瀬 薫、友野紀夫の両氏は、社外取締役候補者であります。
  - 3. 取締役候補者 宮島康子氏の戸籍上の氏名は、井澤康子であります。
  - 4. 社外取締役候補者 横見瀬 薫氏に関する特記事項は以下のとおりであります。
    - (1) 同氏は、現在当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって2年であります。
    - (2) 当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、本議案が承認可決され、同氏が社外取締役に就任した場合、引き続き独立役員として届け出る予定であります。

- 5. 社外取締役候補者 友野紀夫氏に関する特記事項は以下のとおりであります。
- (1) 同氏は、現在当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって1年であります。
- (2) 当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、本議案が承認可決され、同氏が社外取締役に就任した場合、引き続き独立役員として届け出る予定であります。
- 6. 社外取締役との責任限定契約について

当社は、横見瀬 薫氏および友野紀夫氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、横見瀬 薫氏および友野紀夫氏の再任が承認された場合は、同契約を継続する予定であります。

責任限定契約の内容の概要は、次のとおりであります。

取締役として、その任務を怠ったことにより会社に損害を与えた場合において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社に対し、金100万円と、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とのいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負うものとし、当該限度を超える損害についてはこれを免責するものとする。

#### 7. 役員等賠償責任保険契約について

当社は、保険会社との間で、当社および当社子会社の全ての役員(取締役、監査役、執行役員およびその他会社法上の重要な使用人)を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、2024年11月に同様の内容で更新をする予定です。本議案において各氏の選任が承認可決され、各氏が取締役に就任した場合には、引き続き、当該保険契約の被保険者となります。

役員等賠償責任保険契約の内容の概要は、次のとおりであります。

当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為(不作為を含みます。)に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が塡補されることとなっており、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。

以上

# 事業報告

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

#### I. 企業集団の現況に関する事項

#### 1. 企業集団の事業の経過およびその成果

当連結会計年度(以下、当期)におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が5類へ移行したことによる人流の回復、雇用・所得環境の改善による個人消費の緩やかな改善などから回復傾向が続いた一方、不安定な国際情勢による地政学リスクの影響、資源価格の動向、企業の賃金・価格動向の影響による不確実性はきわめて高い状況にあります。

当社が事業展開をしている葬儀業界では、65歳以上の高齢者人口の増加を背景に、葬儀に関する潜在ニーズは2040年まで継続的な増加が見込まれる一方、故人との大切な最後のお別れの場である葬儀の本質は変わりませんが、核家族化の進行及びコロナ禍を契機とした葬儀の小規模化・簡素化の傾向は続いております。加えて、各地での新規出店の加速、マッチングサイト運営業者の台頭等により、特に小規模葬儀のサービス提供をめぐる競争が激化しております。近年、葬儀業界及びライフエンディング業界におけるM&Aが増加しており、業界全体の再編が進む状況下にあります。

当社は2032年に迎える創業100年に向けて当社グループが進むべき方向、ありたい姿を定めた「新10年ビジョン(2022年5月公表)」において掲げた、「葬儀事業の拡大」および「ライフエンディングサポート事業の拡大」の達成を目指し「中期経営計画(2022年度~2024年度)」を推進しております。

上記、中期経営計画の重点項目である「葬儀事業の拡大」の中核として、「リーズナブルでありながら高い品質のサービス」を提供する家族葬ブランド「エンディングハウス(ENDING HAUS)」を2023年3月に新たに立ち上げ、当期はエンディングハウス4会館を含む計7会館を出店しました。この「エンディングハウス」を中心とした新規出店と、M&Aによる店舗網の拡大によって同中期経営計画期間3ヶ年内で31会館の新規出店を計画しております。M&Aについては、2024年1月4日付で首都圏内における家族葬に特化した高品質のサービスを提供する(㈱東京セレモニーの完全子会社化を実施しており、さらなるサービス提供体制の基盤強化・拡大を加速してまいります。

同重点項目の「ライフエンディングサポート事業の拡大」に関しては、2024年2月8日付で ㈱公益社を分割会社、ライフフォワード㈱を承継会社とする当社完全子会社間の吸収分割を発表 いたしました。当社は2020年4月のライフフォワード㈱の設立以来、当該事業におけるカスタ マー・リレーション・マーケティングの機能強化に注力してまいりました。この度、ライフフォ ワード㈱のサービス機能と、当社中核子会社である㈱公益社の葬儀前後の付随サービスを提供す る事業内容を統合し、多様化する顧客ニーズへの対応力強化とサービス品質の高度化を図り、さ らなる事業の拡大をしてまいります。 当期のグループ葬祭3社の葬儀施行収入は、前連結会計年度(以下、前期)比2.2%の増収となりました。これは、全葬儀件数が前期比で0.6%低下した一方で、一般葬儀(金額5百万円以下の葬儀)を中心に葬儀施行単価が前期比2.8%増加したことによるものです。また、2022年から2023年初頭頃まで続いた全国的な超過死亡傾向が落ち着き、コロナ禍で抑えられていた大規模葬儀(金額5百万円超の葬儀)の件数に伸びが見られました。

葬儀に付随する商品の販売やサービス提供による収入は、仏壇仏具、後日返礼品を中心に前年同期比増収となりました。

費用については、将来的な新規出店に伴う葬儀件数増加及び売上拡大に備えた人員体制強化のための人件費・採用費の増加、新規出店に伴う地代家賃の増加、先行投資としての広告宣伝費の増加等により、営業費用は前期比4.8%の増加となりました。販売費及び一般管理費は、主に基幹情報システムの稼働によるソフトウエアの減価償却費の増加等により前期比5.0%増加しました。

この結果、当期の営業収益は224億37百万円となり、前期比3.6%の増収、営業利益は将来成長のための計画的な先行投資の実施により37億89百万円と、前期比2.0%の減益となりました。経常利益については38億円となり、前期比1.1%の減益、税金費用を差し引いた親会社株主に帰属する当期純利益は23億63百万円と前期比15.1%の減益となりました。なお、2022年4月に設立した葬祭会社「㈱グランセレモ東京」(㈱広済堂ホールディングス51%、当社49%の出資による合弁会社)に係る持分法による投資利益は35百万円となり、堅調に推移しております。

当社グループでは、葬祭3社および当社を中心とした会社グループ別の4つのセグメント、「公益社グループ」、「葬仙グループ」、「タルイグループ」、「持株会社グループ」を報告セグメントとしております。なお、「公益社グループ」には、㈱公益社に加え、㈱公益社の葬儀サービスのサポートのほか、介護サービス事業や高齢者施設での食事の提供等を行うエクセル・サポート・サービス㈱および終活関連WEBプラットフォーム事業を行うライフフォワード㈱を含んでおります。また、上記M&Aによって当社グループ入りとなった㈱東京セレモニーについては、みなし取得日を2024年3月31日としているため、貸借対照表のみを連結しております。当期のセグメント別の経営成績は次の通りです。

#### ① 公益社グループ

公益社グループの中核会社である㈱公益社においては、葬儀施行件数が主にコロナ関連葬儀の減少により前期比1.2%減少しましたが、葬儀施行単価は前期比2.8%上昇し、葬儀施行収入は前期比1.5%の増収となりました。

葬儀に付随する商品の販売やサービス提供は、販売強化により、仏壇仏具、後日返礼品を中心に前期比増収となりました。

費用については、将来の新規出店に伴う葬儀件数の増加や、売上拡大に備えた人員体制強化 のための人件費・採用費の増加、先行投資としての広告宣伝費等の増加により、前期比増加し ました。

この結果、当セグメントの売上高は185億2百万円(前期比3.2%増)、セグメント利益は23億49百万円(前期比3.8%減)となりました。

#### ② 葬仙グループ

葬仙グループの㈱葬仙においては、葬儀施行件数は前期比3.7%減少しましたが、会葬者の増加に伴う葬儀施行単価の上昇傾向が継続したことにより、葬儀施行収入は前期比1.5%の増収となりました。葬儀に付随する商品の販売やサービス提供についても販売に注力し、後日返礼品や仏壇仏具を中心に前期比増収となりました。

この結果、当セグメントの売上高は15億60百万円(前期比2.9%増)、セグメント利益は 1億55百万円(前期比11.6%増)となりました。

#### ③ タルイグループ

タルイグループの㈱タルイにおいては、小規模な葬儀に適した新規会館を中心に葬儀施行件数が前期比7.9%増加と引続き堅調に推移したことと、葬儀施行単価が前期比0.7%増加となったことから、葬儀施行収入は前期比8.7%の増収となりました。また、葬儀に付随する商品の販売やサービス提供についても、主に仏壇仏具の販売増により、前期比増収となりました。

この結果、当セグメントの売上高は19億93百万円(前期比8.8%増)、セグメント利益は 4億52百万円(前期比21.8%増)となりました。

#### ④ 持株会社グループ

持株会社グループの燦ホールディングス㈱においては、主に配当金収入の増加により増収となりました。

費用については主に新規出店に伴う地代家賃・減価償却費等の固定費が増加しました。 この結果、当セグメントの売上高は66億83百万円(前期比8.7%増)、セグメント利益は 30億27百万円(前期比14.0%増)となりました。

### 2. 企業集団の設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は、11億95百万円で、その主なものは次のとおりであります。

業務系システム 構築 1 億81百万円 公益社 千里会館 改装工事等 1 億35百万円 公益社 溝の□会館 新築工事等 1 億25百万円

#### 3. 企業集団の資金調達の状況

当連結会計年度中において、手元資金を設備投資に充当いたしました。

なお、資金の効率的運用を図るため、当社グループの各社間でグループ金融制度を運用しており、当連結会計年度末において、当社は㈱公益社から8億50百万円、㈱タルイから7億50百万円を借入れております。

また、緊急多額の資金需要に備え、取引銀行3行と総額10億円のコミットメントライン契約を締結しておりますが、当連結会計年度末の借入実行残高はありません。

#### 4. 対処すべき課題

当社は2032年に迎える創業100年に向けて、当社の将来のありたい姿として「新10年ビジョン」を定めました。当社の課題は環境変化が激しい時代の中でこれまで築き上げてきた「信頼」と、そのベースとなる「サービス品質」という強みをより一層磨き続けながらも、以下の2つに挑戦し、「葬儀事業者」から「シニア世代とそのご家族に寄り添うライフエンディングパートナー」への進化を実現させることです。

- ・当社は葬祭業界のリーディングカンパニーとして、現状より幅広い層のお客様にご満足いただけるサービスを提供するために、出店エリアを全国規模に広げ、葬儀会館数は2031年度にはグループ全体で210会館を目指します(2024年3月末時点91会館)。
- ・ライフエンディングサポート事業 (注) をさらに拡大させ、シニア世代のライフエンディング・ステージを通じて様々な価値を提供することで、多くのシニア世代とそのご家族のクオリティ・オブ・ライフ向上に貢献します。2031年度には売上100億円を目指し(2023年度20.8億円)、当社グループの事業の柱へと育てます。
- (注) ライフエンディング・ステージにおいて必要とされる、日常生活や、人生の「終末期」の準備サポート等、安心して心豊かな老後の時間を過ごすために必要とされるサービスや商品を提供することで、社会に貢献する事業

そしてこの「新10年ビジョン」を着実に実現するために、最初の3年間となる2022年度から2024年度までの中期経営計画を策定しました。

この中期経営計画では以下の通り5つの重点項目をかかげました。この5つを実行していくことで企業価値向上に取り組んでいきます。

### ①葬儀事業の拡大

これまで葬儀事業で提供してきた葬儀ブランドに加えて、価格を抑えながらも高品質のサービスを提供する家族葬に特化した新たな葬儀ブランド「エンディングハウス」を立ち上げました。この「エンディングハウス」ブランドだけではなく、従来の葬儀ブランドの拡大やM&Aの活用も含めて出店を加速します。

#### ②ライフエンディングサポート事業の拡大

現在葬儀事業で行っている葬儀前後のサービスや、子会社のライフフォワード㈱で行っている終活関連プラットフォーム事業などの終活から葬儀後までのライフエンディングサポート事業分野を拡大し、お客様とご家族の長期間のサポートを実現させ、葬儀事業に続く柱となる事業に育成します。

#### ③既存葬儀事業の競争力強化

葬儀事業の拡大に向け、コンタクトセンターや葬儀関連業務(お葬式に必要な物の手配、寝台霊柩乗務、事務等)やその業務のコントロール機能など、従来グループ各社で行っていた施策や機能を集約することにより効率的/高品質な業務を提供する体制を実現することや、デジタルマーケティングによる営業機能の強化を行うことで他社との差別化を目指します。

#### ④日本一満足・感動いただけるサービスを目指した仕組み強化

付加価値の高いサービスとその品質が当社の強みと認識しており、その質の維持・向上のため、当社の葬儀施行サービス、関連商品(供養品、料理等)、葬儀前後のサポート、空間(会館)に至る品質管理と教育を実施し、クオリティマネジメントシステムを強化し顧客満足度向上を目指します。

### ⑤経営基盤の強化

- ・成長戦略を加速させるために人材の採用と既存人材の育成を行うことで人材に投資し、組織の経営基盤を強化します。
- ・ESG(環境、社会、統治)に積極的に取り組み、環境・社会的課題(SDGs等)にも 真摯に取り組むことで持続可能な社会の構築に積極的な役割を果たし社会に貢献します。

# 5. 企業集団および当社の直前三事業年度の財産および損益の状況

# (1) 企業集団の財産および損益の状況

					2021年3月期 第92期	2022年3月期 第93期	2023年3月期 第94期	2024年3月期 第95期 (当連結会計年度)
営	業	収	益	(百万円)	18,865	20,001	21,663	22,437
経	常	利	益	(百万円)	2,536	3,386	3,843	3,800
親会する				(百万円)	1,562	2,040	2,783	2,363
1 株	当 7	たり	当 期	純利益	70円62銭	93円80銭	131円92銭	114円38銭
総	貣	Ę	産	(百万円)	32,387	33,847	36,229	37,585
純	貨	¥	産	(百万円)	28,548	29,629	31,615	32,877
1 株	苦	たり	り純	資産額	1,289円09銭	1,388円58銭	1,508円46銭	1,610円89銭

# (2) 当社の財産および損益の状況

	2021年3月期 第92期	2022年3月期 第93期	2023年3月期 第94期	2024年3月期 第95期(当期)
営業収益(百万円)	4,907	5,966	6,147	6,683
経常利益(百万円)	1,837	2,706	2,668	2,996
当期純利益(百万円)	1,056	1,924	2,375	2,398
1 株当たり当期純利益	47円72銭	88円48銭	112円59銭	116円08銭
総 資 産(百万円)	29,982	30,992	32,766	33,992
純 資 産 (百万円)	27,412	28,387	29,964	31,262
1 株当たり純資産額	1,237円79銭	1,330円35銭	1,429円71銭	1,531円76銭

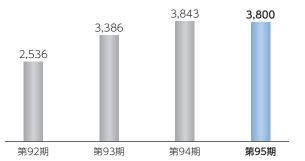
(注) 当社は、2023年10月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。第92期の期首に 当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

#### 企業集団の財産および損益の状況

# **営業収益**(百万円)



# **経常利益**(百万円)



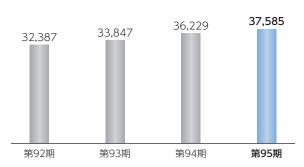
# ■親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)



#### ●1株当たり当期純利益 (円)



### **総資産**(百万円)



#### **純資産**(百万円)

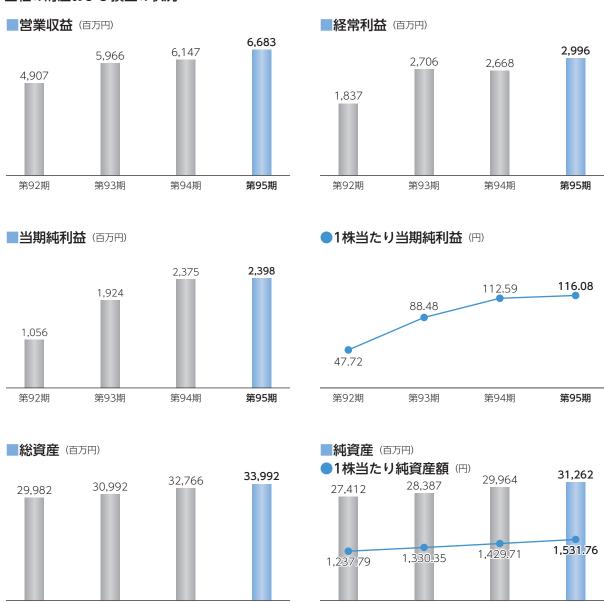


# 当社の財産および損益の状況

第92期

第93期

第94期



第92期

第93期

第94期

第95期

第95期

# 6. 重要な親会社および子会社の状況

(1) 親会社との関係 当社は、親会社を有しておりません。

# (2) 重要な子会社の状況

名称	資 本 金	出資比率	主 要 な 事 業 内 容						
	百万円	%							
株式会社公益社	100	100	葬儀請負事業、葬儀関連商品販売事業、霊柩自動車 運送事業および患者用寝台自動車運送事業、 返礼品および仏壇等の販売事業、生花事業						
エクセル・サポート・サービ ス株 式 会 社	40	100	葬儀請負事業、警備事業、清掃・施設管理事業、 料理事業、介護事業						
株式会社葬仙	10	100	葬儀請負事業、葬儀関連商品販売事業						
株式会社タルイ	10	100	葬儀請負事業、葬儀関連商品販売事業						
ライフフォワード 株 式 会 社	10	100	終活関連WEBプラットフォーム事業						
株式会社東京セレモニー	10	100	葬儀請負事業、葬儀関連商品販売事業						

<sup>(</sup>注) 当社は、株式会社東京セレモニーの全株式を取得し、子会社化いたしました。

# 7. 企業集団の主要な事業内容

	事業部門	等の名称		主	要	な	事	業	内	容
葬	儀	事	業	葬儀の請負 終活関連V	負および生 <sup>を</sup> VEBプラ	花、料理、 ットフォ-	返礼品、 -ム	仏壇、仏	具等の販売	
運	送	事	業	霊柩自動車	፱運送、寝	台自動車道	重送、旅客	字運送		
そ	の他	の事	業	不動産事業	美、介護事	 業				

# 8. 企業集団の主要な拠点等

2024年3月31日現在

会社	名 称	所 在 地
燦ホールディングス株式会社	本社	大阪市北区 東京都港区
	本社	大阪市北区 東京都港区
株式会社公益社	会館	(公益社)東京都 14会館 神奈川県 3会館大阪府 27会館 兵庫県 8会館奈良県 4会館(エンディングハウス)千葉県 1会館 東京都 2会館
	 店舗	大阪府 5会館         (仏壇ギャラリーユーアイ)         大阪府 2店舗
	本社	鳥取県米子市
株式会社葬仙	会館	(葬仙) 鳥 取 県 10会館 島 根 県 4会館
	本社	兵庫県明石市
株式会社タルイ	会館	(タルイ) 兵庫県 12会館
	本社	大阪市北区
エクセル・サポート・サービス株式会社	店舗	(なごみ庵きたはま) 大阪府 2店舗 (ポシブル) 大阪府 2店舗 兵庫県 2店舗
ライフフォワード株式会社	本社	東京都港区
	本社	東京都葛飾区
株式会社東京セレモニー	会館	(いとしえ) 神奈川県 1 会館

# 9. 企業集団および当社の使用人の状況

(1) 企業集団の使用人の状況

	セ	グ	X	ン	<b> </b>	の	名	称		使	用	人	数	前期末比増減
公		益		社	グ	ル	_	-	プ		572名		(549名)	30名増
葬				仙	グ	ル	_	-	プ		51名		(37名)	5名増
9		ル		1	グ	ル	_	-	プ		39名		(43名)	1名増
持	株	₹	会	社	グ	ル	_	-	プ		47名		(0名)	3名増
	合						Ē	†			709名		(629名)	39名増

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人数を()外数で記載しております。

# (2) 当社の使用人の状況

使	用	人	数	前	期	末	比	増	減	平	均	年	齢	平	均	勤	続	年	数
	47名				3名増					49.5歳			10年5ケ月						

(注) 使用人数は就業人員であります。

# 10. 企業集団の主要な借入先

該当事項はありません。

# Ⅱ. 会社の状況に関する事項

1. 株式に関する事項(2024年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 84,000,000株

(2) 発行済株式の総数 20,672,412株 (自己株式2,727,588株を除く)

(3) 株主数 3,841名

(4) 大株主(上位10名)

株	主		名		持	株	数	持	株	比	率
							株				%
日本マスター	トラスト信託		2,079	9,400			10	0.06			
株式会社日	本カストテ	ゴィ銀行 (信	話に	])		1,322	2,400			6	5.40
銀泉	株	式 会		社		1,118	3,800				5.41
株 式 会	社 公 益	社 (京	都	)		912	2,800			2	1.42
久	後	陽		子		793	3,612			3	3.84
久	後	吉		孝		639	9,200			3	3.09
久	後	隆		司		623	3,188			3	3.01
住 友 生	命保	険 相 互	会	社		473	3,000			2	2.29
八	西	光		治		471	,204			2	2.28
株 式 会	社 S M E	3 C 信 訊	銀	行		404	1,000			1	1.95

(注) 1. 上記所有株式のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりであります。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社 2,079千株 株式会社日本カストディ銀行 1,322千株

- 2. 2023年10月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。
- 3. 株式会社公益社(京都)は、当社子会社と同社名の、本社を京都市に置く葬祭会社でありますが、当社グループとは出資、人事等の関係はありません。
- 4. 当社は、自己株式2,727,588株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株 比率は自己株式を控除して計算しております。
- 5. 自己株式の総数には、従業員持株ESOP信託口が所有する当社株式262,800株が含まれておりません。
- (5)当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

当社は、2019年6月25日開催の第90期定時株主総会決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。これを受け、2023年7月20日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を決議し、同年8月10日付で取締役(社外取締役を除く。) 4名に対して自己株式12,800株の処分を行っております。この譲渡制限付株式は、対象取締役が当社の取締役および執行役員その他当社取締役会が定めるいずれの地位からも退任または退職する日までの間、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができないものとされております。

#### 2. 会社役員の状況

(1) 取締役および監査役の状況

2024年3月31日現在

会	社にお	ける	地化	立	氏			名	担当および重要な兼職の状況
	代表耳	取締後	殳 会	長	野	呂	裕	_	(㈱)公益社 代表取締役会長、ライフフォワード(㈱) 代表取締役会長
	代表目	取締治	殳 社	長	播	島		聡	(株)公益社 代表取締役社長、エクセル・サポート・サービス(株) 取締役会長、(株)葬仙 取締役
	取締役	専務執	1行名	員	宮	島	康	子	マーケティング企画部・システム&オペレーション部・情報システム部管掌兼担当、マーケティング企画部長、ライフフォワード㈱ 代表取締役社長
	取締	殳 執 彳	亍 役	員	横		善	行	総務部・人事部管掌、経理部管掌兼担当、経営企画部担当、経営企画部長、ライフフォワード(株) 取締役、(株)グランセレモ東京 取締役
<b>※</b> 1	取	締		役	横馬	1 瀬		薫	
<b>※</b> 1	取	締		役	友	野	紀	夫	
	常勤	監	査	役	秦		<u> </u>	ΞΞ	(㈱公益社 監査役、エクセル・サポート・サ ービス㈱ 監査役、㈱葬仙 監査役、㈱タル イ 監査役、ライフフォワード㈱ 監査役
<b>*</b> 2	監	查		役	本	閰	千	雅	弁護士 本間法律事務所 代表 (株) 代表
<b>*</b> 2	監	査		役	三	上	祐	人	行政書士 行政書士三上祐人事務所 所長

- (注) 1. ※1は社外取締役であります。
  - 2. ※2は社外監査役であります。
  - 3. 常勤監査役秦 一二三氏は公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
  - 4. 当社は、取締役横見瀬 薫、友野紀夫および監査役本間千雅、三上祐人の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

#### (2) 責任限定契約に関する事項

2015年6月25日開催の第86期定時株主総会で定款を変更し、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)および監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。

当該定款に基づき当社が取締役(業務執行取締役等である者を除く。) 2名および監査役の 全員と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

(取締役(業務執行取締役等である者を除く。) および監査役の責任限定契約)

当社定款に基づき、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときには、会社に対し、金100万円と、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とのいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負うものとする。

#### (3) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、当社および当社子会社の全ての役員(取締役、監査役、執行役員およびその他会社法上の重要な使用人)を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為(不作為を含みます。)に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなっており、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。

### (4) 取締役および監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月5日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の 決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合しているこ とや、報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うも のであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

#### ア. 基本方針

当社の取締役報酬制度は、コーポレートガバナンス・コードの原則に沿って、基本方針として以下のとおりの報酬ポリシーを定めております。

- (ア) 燦ホールディングスグループのミッションの実現を促す報酬制度とします。
- (イ) 中期経営計画を反映する設計であると同時に、短期的な志向への偏重を抑制し、 中長期的な安定成長の実現を後押しする報酬制度とします。
- (ウ) 報酬の水準と体系は、当社の将来を委ねるべき優秀な人財の確保に有効なものとします。
- (エ) 報酬決定の手続きは、株主・投資家や従業員をはじめとする全てのステークホル ダーへの説明責任を果たせるよう、透明性・公正性・客観性を確保します。

#### イ. 報酬決定の手続き

当社の役員報酬は、株主総会で決議された報酬等の総額の範囲内で、報酬委員会での審議を経て、取締役については取締役会の決議により、監査役については監査役の協議により決定することとしております。

当社における報酬委員会の設置目的、委員の構成、運用方針は以下の通りです。

#### (ア) 設置目的

取締役および執行役員の報酬方針、報酬制度、個別報酬の妥当性および方向性等について審議し、その結果を取締役会へ答申することを設置目的としています。

#### (イ) 委員の構成

代表取締役(2名)、社外取締役(2名)にて構成し、委員長は代表取締役会長としています。

# (ウ) 運用方針

予め計画されたスケジュールに従って開催し、その内容について適時適切に取締役会 に答申することとしています。

### ウ. 役員報酬体系

当社の役員報酬制度は、固定報酬として基本報酬、業績連動報酬として賞与および株式報酬にて構成します。報酬間構成比率はインセンティブが適切に機能する水準に設定しております。

各報酬項目の概要は以下の通りです。

### (ア) 基本報酬

取締役の基本報酬については、株主総会の決議により定められた報酬総額の上限額 (取締役:年額3億50百万円以内、監査役:年額50百万円以内)の範囲内において 決定し、役位に応じて設定しています。報酬委員会にて各役員の管掌範囲や年度計画 における役割に加えて、他社事例も踏まえての比較・検討を行ったうえで、当社の財 務状況を踏まえて審議し、取締役会にて決定することとしています。

取締役の基本報酬は定額月額報酬とし、原則として毎月従業員給与の支給日に支給することとしています。

#### (イ) 賞与 (業績連動報酬等)

取締役の賞与については、支払総額を支給日の前事業年度の連結経常利益の3%以内 (但し、1億円を上限とする)とし、各取締役の賞与額は個人の貢献度を斟酌したう えで、報酬委員会で審議し取締役会にて決定することとしています。

また、賞与は会社業績および役員個人業績の達成率により0%~200%の間で変動します。

(4)取締役および監査役の報酬等のア.基本方針に掲げる事項を実現するため、代表取締役の賞与は会社業績、その他の取締役の賞与は会社業績と役員個人業績を適切な比率でウエイト付けをして、達成率を確定しています。会社業績は①連結営業収益(20%)、②連結営業利益(40%)、③ROA(20%)、④EVAスプレッド(20%)の4つのKPIそれぞれにハードルレート表を設定し、その達成率により求めることとし、達成率スパンは①対前年度実績比、②対単年度予算比、③対中期経営計画比、④中期成長率(3年間)としています。但し、EVAスプレッドについては、その指標の性格を勘案して達成率スパンではなく、実績値そのものの水準を評価することとしています。また、個人業績(代表取締役は対象外)の評価はMBO(目標管理制度)の達成率としています。取締役賞与の支給日は定時株主総会開催日としています。なお、社外取締役および監査役については、当社における役割を勘案し、賞与の支給対象外としています。また、第95期の業績連動報酬に係る主な連動指標の実績は連結営業収益224億37百万円および連結営業利益37億89百万円であります。

# (ウ) 株式報酬 (非金銭報酬等)

取締役の株式報酬については、取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額1億円以内、割り当てる譲渡制限付株式の株式数の上限を320,000株(2023年10月1日の株式分割後)としており、株式報酬は役位に応じて譲渡制限付株式の割当株数(基本報酬+賞与の10%)を設定し、譲渡制限付株式を年1回付与することとしています。また、重大な財務諸表の修正や損害等の事象が発生した場合に、本制度に基づき割り当てる譲渡制限付株式を対象に、マルス(譲渡制限期間中の減額・没収)・クローバック(譲渡制限解除後の返還)を可能とする仕組みを導入しています。なお、役位毎の付与株式数は中期経営計画の期間を通じて一定とし(2022年6月~2025年6月末までを適用期間とする)、中期経営計画毎に世間情勢や経営戦略また報酬方針等を勘案して見直し、報酬委員会において審議のうえ、取締役会が決定することとしています。社外取締役および監査役については、当社における役割を勘案し、株式報酬の割当対象外としています。

#### (工) 報酬間構成比率

上記の基本報酬、賞与、株式報酬の報酬間構成比率の基準値は以下のとおりとしています。但し、業績連動報酬の変動により報酬間比率は一定ではありません。

取締役

①基本報酬 (68%)

②賞 与 (17%)

③株式報酬 (15%)

社外取締役および監査役については、当社における役割を勘案し、基本報酬100%としています。

② 取締役および監査役の報酬等

役員区分	報酬等の総額	報酬等	対象となる 役員の員数		
12. 段人	(百万円)	基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	(名)
取締役	203	124	51	27	7
(うち社外取締役)	(14)	(14)	(—)	(—)	(3)
監査役	22	22	_	_	3
(うち社外監査役)	(8)	(8)	(—)	(—)	(2)
合計	225	146	51	27	10
(うち社外役員)	(22)	(22)	(—)	(—)	(5)

- (注) 1. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等しのとおりであります。
  - 2. 取締役の報酬等の額は、年額3億5千万円以内の基本報酬と支給日の前事業年度連結経常利益の3%以内(ただし、1億円を上限とする)とする業績連動報酬の合計額以内とし、2009年6月26日開催の第80期定時株主総会において決議されました。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名です。また、上記の取締役の報酬等の額とは別枠として、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬を年額1億円以内とし、2019年6月25日開催の第90期定時株主総会において決議されました(社外取締役は付与対象外)。当該定時株主総会終結時点の取締役(社外取締役を除く)の員数は4名です。
  - 3. 監査役の基本報酬の限度額は、5千万円以内とし、1997年6月27日開催の第68期定時株主総会において決議されました。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。
  - 4. 上記の当事業年度に係る報酬等の総額等には2023年6月27日開催の第94期定時株主総会の終結の時をもって退任した、社外取締役1名を含めております。
  - 5. 業績連動報酬等については「(4)取締役および監査役の報酬等」「ウ. 役員報酬体系」「(イ) 賞与 (業績連動報酬等)」のとおりであります。

# (5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況ならびに当該兼職先との関係

地 位	氏	名	重要な兼職の状況	当社との関係
監査役	本間	千;	弁護士 本間法律事務所 代表 (㈱新潟公益社 取締役 (注)	特別の関係はありません。
監査役	三上	祐。	行政書士 行政書士三上祐人事務所 所長	特別の関係はありません。

<sup>(</sup>注) ㈱新潟公益社は新潟県新潟市に本社を置く葬祭会社でありますが、当社グループとは出資、人事等の関係 はありません。

# ② 社外役員の主な活動状況

							出 席 状 況 、 発 言 状 況 お よ び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取	締	役	横身	見瀬		薫	当期開催の取締役会16回の全てに出席し、主にESG経営の推進、消費者 行政分野における深い知見や豊富な経験から発言を行っております。また、 指名委員会・報酬委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等 の決定に対し、客観的・中立的立場で関与しております。
取	締	役	友	野	紀	夫	2023年6月27日就任以降、当期開催の取締役会13回の全てに出席し、主に生命保険会社の代表取締役社長を歴任された経営者としての高い見識や豊富な経験から発言を行っております。また、指名委員会・報酬委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与しております。
監	査	役	本	間	Ŧ	雅	当期開催の取締役会16回の全てに出席し、また、当期開催の監査役会12回の全てに出席し、主に会社経営者・弁護士としての見地からの発言を行っております。
監	査	役	Ξ	上	祐	人	当期開催の取締役会16回の全てに出席し、また、当期開催の監査役会12回の全てに出席し、主に会社経営者・行政書士としての見地からの発言を行っております。

#### 3. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

- (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額
  - ① 当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の業務 (監査証明業務) についての報酬等の額 38百万円

② 当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき 金銭その他の財産上の利益の合計額

40百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査 の監査報酬等の額を明確に区別しておらず、実質的にも区別できませんので、当事業年度に係る会 計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
  - 2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
  - 3. 当社は、会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務であるGHG排出量算定に関する助言指導業務を委託し対価を支払っております。
- (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

#### 4. 業務の適正を確保するための体制

当社の基本方針の内容は次のとおりであります。

- (1) 当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための 体制
  - ① 社外取締役を選任し、取締役会の業務執行の決定および取締役の職務の執行の監督機能を強化する。
  - ② 当社グループの取締役および使用人が法令・定款を遵守し、社会的規範に基づいて行動するための「燦ホールディングスグループ コンプライアンス行動規範・行動基準」を定める。また、その徹底を図るためコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の維持・向上を図っていく。また、社員からの内部通報の仕組みとして「ヘルプライン」を社内・社外に設置し、コン

また、社員からの内部通報の仕組みとして「ヘルプライン」を社内・社外に設置し、コンプライアンスをより一層確実なものとする体制を構築し運用する。

- ③ 反社会的な活動や勢力には毅然として対応し一切関係を持たないこと、反社会的勢力等からの不当な金銭的利益を得ようとする行為に対しては組織的に対応し、各都道府県が定める暴力団排除条例に基づき暴力団排除条項を定めて対応することをコンプライアンス行動規範・行動基準に明記し、当該規範・基準に基づき実行する。
- (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
  - ① 当社の取締役の職務執行に係る情報は、社内規程に則り、適切に記録、保存、管理および廃棄する。当社の取締役および監査役は、常時、これらの情報を記録した文書等を閲覧することができる。
  - ② 会社情報の適時開示の必要性および開示内容を取締役会において審議し、会社情報を適時適切に開示する。
- (3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ① 当社グループ全体の取組みとして、当社グループの業務上のリスクを抽出し、リスクとその対応方法を文書化する。
  - ② リスクマネジメント委員会を設置してリスク管理に関する規定を整備し、当該委員会において、当社グループ全体のリスク管理体制・施策等の審議を行うとともに、事業活動に関係する様々なリスクへの対応を検討・実施・推進する。
- (4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 下記事項を含む経営管理システムの整備・運用を通じて、当社グループの取締役の職務執行 の効率性を確保する。
  - ① 取締役の職務分担・意思決定ルールを策定し明確化する。
  - ② 重要事項につき多面的な検討を行うための会議体を設置する。

- ③ 取締役会による中期経営計画の策定、中期経営計画および毎年策定される年度計画に基づき各部門が実施すべき具体的な年度目標と予算の設定およびそれに基づく月次、四半期業績管理の実施を行う。
- (5) 当社グループの企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - ① 当社グループにおける内部統制の構築を目指し、当社にグループ各社全体の内部統制を担当する取締役を定め、当社およびグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共用化、指示・要請の伝達が効率的に行われるシステムを含む体制を構築し運用する。
  - ② 当社グループの取締役および執行役員は、各部門の業務施行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有する。
  - ③ 当社の内部監査部署は、当社グループの内部監査を実施し、その結果を①の担当取締役および②の責任者に報告し、①の担当取締役は必要に応じて、内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。
- (6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に 関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する 指示の実効性の確保に関する事項

必要に応じて監査役の職務を補助する監査役付使用人を置くこととし、監査役付使用人の人事については、取締役と監査役が意見交換を行い決定する。

監査役を補助する監査役付使用人を置く場合、当該使用人は、業務執行上の指揮命令系統には属さず、監査役の指示命令系統に従うものとし、人事考課等については監査役の事前の同意を必要とする。

(7) 当社の取締役および使用人並びに子会社の取締役、監査役および使用人等が当社の監査役に報告をするための体制

当社グループの取締役または使用人等は、監査役会と協議の上、法定の事項に加え、次の当社グループに重大な影響を及ぼす事項等をすみやかに報告することとし、報告の方法は取締役会と監査役会の協議により決定する方法によるものとする。

なお、当社グループの取締役および使用人等が、監査役への報告を行ったことを理由として、不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を整備する。

- ① 経営会議で報告・審議された事項
- ② 当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事項
- ③ 毎月の経営状況として重要な事項
- ④ 内部監査状況およびリスク管理に関する重要な事項
- ⑤ 重大な法令・定款違反
- ⑥ ヘルプラインの通報状況および内容
- ⑦ その他コンプライアンス上重要な事項

- (8) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係わる方針に関する事項 当社は、監査役が通常の監査によって生ずる費用を請求した場合は、すみやかに処理する。 通常の監査費用以外に、緊急の監査費用、専門家を利用する等、新たな監査費用の処理は、 監査役の職務に必要でないと認められる場合を除き、会社がこれを負担する。
- (9) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役会と代表取締役および取締役が、経営課題、その他事業運営上の重要課題について定期的に意見交換を行い、また監査役監査基準に従い、監査役が実効的な監査ができる体制の環境整備に努める。

また、監査役会は、内部監査部署である内部監査室が行う計画的内部監査の報告を受けるとともに、外部監査人との定期的な意見交換を行い、監査役の監査が、効率的かつ効果的に行われることを確保する。

### 5. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合するための体制その他業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

### (1) 内部統制システム全般

当社にグループ各社全体の内部統制を担当する取締役を定め、当社およびグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共用化、指示・要請の伝達が効率的に行われるシステムを含む体制を運用しております。

# (2) コンプライアンス

コンプライアンス委員会において、全役職員を対象としたコンプライアンス、個人情報保護等に関する教育研修を実施し、法令および定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。

また、当社は内部通報窓口を設置しており、子会社にも開放することでコンプライアンス体制の実効性向上に努めております。

# (3) リスク管理体制

リスクマネジメント規程で対象とするリスクを設定し、リスクマネジメント委員会において活動方針・活動目標を定め、リスクの管理状況の確認と取締役会への定期的な報告を行っております。

### (4) 内部監査

内部監査部門である内部監査室は、内部監査計画に基づき当社および子会社の内部監査を実施しております。

### 6. 株式会社の支配に関する基本方針について

#### (1) 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買付提案がなされた場合、その判断は最終的には株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式について大量買付がなされる場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを否定するものではありません。しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的、態様等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社では企業価値の確保・向上に努めておりますが、当社グループの企業価値は、人と組織をその源泉としております。当社株式の大量買付を行う者が当社の企業価値の源泉を理解し、これらを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗をすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

# (2) 基本方針実現のための取組みの具体的な内容

## ① 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、1932年の創業以来、「まごころ葬儀の創造」を理念として掲げ、人々のこころに寄り添う葬儀サービスを提供してまいりました。時代の変化、お客様のニーズの変化とともに、人の最後のお別れのかたちも大きく変化してきましたが、当社は守るべきものを守り、変えるべきものを変え、常に挑戦し続けることで新しい価値を創り出し、葬儀サービスだけにとどまらない「ライフエンディングサポート」企業グループへと進化してきました。

当社の経営理念は「人生に潤いと豊かさを。よりよく生きる喜びを。」です。この経営理念である人生の豊かさや喜びをお客様に提供するために当社は社会でどのような存在であるのかという当社グループの存在価値、存在意義を「シニア世代とそのご家族の人生によりそい、ささえるライフエンディングパートナー」というパーパスとして2022年4月に制定いたしました。当社はこのパーパスのもと事業活動を通じ、人生100年時代の社会にお客様のよりよいライフエンディング・ステージに貢献する取組みを進めてまいります。

当社グループの企業価値の源泉は、創業の精神を連綿と受け継ぎ、時代の変化に合わせて 進化させてきた人と組織にあります。その背景には、人のこころに寄り添うことを基軸とし て守りながら、時代を先取りする新たな取り組みによって、社会に対する使命を果たしてき た歴史があります。戦前に株式会社組織として発足したこと、戦後は、近代的葬儀会館の先 駆をなす千里会館の開設、業界初の株式上場、首都圏への進出、そして持株会社制への移行 などが、そうした新機軸に当たります。

こうした企業価値の源泉をふまえた上で、このたび2032年にむかえる創業100年に向けて、当社の将来のありたい姿として「新10年ビジョン」を定めました。環境変化が激しい時代の中でこれまで築き上げてきた「信頼」とそのベースとなる「サービス品質」という強みをより一層磨き続けながらも、以下の2つに挑戦することで、『葬儀事業者』から『シニア世代とそのご家族に寄り添うライフエンディングパートナー』への進化を実現させていきます。

- ・当社は葬祭業界のリーディングカンパニーとして、現状より幅広い層のお客様にご満足いただけるサービスを提供するために、出店エリアを全国規模に広げ、葬儀会館数は2031年度にはグループ全体で210会館を目指します(2024年3月末時点91会館)。
- ・ライフエンディングサポート事業をさらに拡大させ、シニア世代のライフエンディング・ステージを通じて様々な価値を提供することで、多くのシニア世代とそのご家族のクオリティ・オブ・ライフ向上に貢献します。2031年度には売上100億円を目指し(2023年度20.8億円)、当社グループの事業の柱へと育てます。

そしてこの「新10年ビジョン」を着実に実現するために、最初の3年間となる2022年度から2024年度までの中期経営計画を策定しました。この中期経営計画では「葬儀事業の拡大」、「ライフエンディングサポート事業の拡大」、「既存葬儀事業の競争力強化」、「日本一満足・感動いただけるサービスを目指した仕組み強化」、および「経営基盤の強化」の5つの重点項目をかかげ、実行していくことで企業価値向上に取り組んでいきます。

また当社は、経営の基本方針として掲げた「透明性の高い経営姿勢」を担保し、企業価値 の向上を継続的に実現するために、コーポレート・ガバナンスの強化・充実を、経営上の最 重要課題のひとつと位置づけております。

当社は取締役会の監督機能を高めることにより、コーポレート・ガバナンスの強化・充実を図るため、2016年6月開催の定時株主総会において、独立性の高い社外取締役2名を含む6名の取締役の体制となりました。また、当社の監査役会は、独立性の高い社外監査役が過半数を占める構成となっており、各監査役は、取締役会等の重要な会議に出席するなどして、取締役の職務執行状況を監査しております。

さらに当社は、取締役会が適正かつ効率的に業務執行に対する監督機能を発揮できるように「取締役会規程」を定め、法令・定款に準拠して取締役会で審議する内容を定めております。また、執行役員制度を採用するとともに、「職務分掌・権限規程」を定め、各業務執行取締役および執行役員が執行できる業務の範囲ならびにその監督体制を明確に定めております。また、当社の社外取締役を除く取締役に対しては、その報酬の一部について譲渡制限付の当社普通株式を割り当てる方法によることとし、年1回付与しておりますが、当該譲渡制限付当社普通株式については、重大な財務諸表の修正や損害等の事象が発生した場合に、マルス(譲渡制限期間中の減額・没収)・クローバック(譲渡制限解除後の返還)を可能とする仕組みを導入するなど、企業価値向上に資するインセンティブを付与しつつ透明性・公正性にも配慮した仕組みとしています。

2016年には報酬委員会に社外取締役を委員に加え、2017年には指名委員会を設置し、役員等の指名・報酬に関する手続の客観性および透明性を確保し、もって取締役会の監督機能を向上させ、コーポレート・ガバナンス機能の更なる充実を図っております。

当社は、これらの取り組みを進めることにより、企業価値の向上に努め、基本方針の実現に邁進しております。

② 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2022年5月12日開催の取締役会において「当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)」を一部改定した上で更新すること(以下、更新後のプランを「本プラン」といいます。)を決議し、本プランについて株主の皆様のご意思を反映すべく、第93期定時株主総会において本プランについての当社株主の皆様のご承認をいただきました。

本プランは、当社の株券等に対する買付けもしくはこれに類似する行為またはその提案(当社取締役会が友好的と認めるものを除き、以下「買付等」といいます。)が行われる場合に、買付等を行う者(以下「買付者等」といいます。)に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当該買付等についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、株主の皆様に当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉等を行うこと等を可能とし、また、基本方針に反し当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する買付等を阻止することにより当社の企業価値・株主共同の利益を確保、向上させることを目的としております。

本プランは、買付等のうち、a.当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付等、または、b.当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けを対象とします。当社は、当社の株券等について買付等が行われる場合、当該買付等に係る買付者等には、本プランに規定する手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した意向表明書の提出を求め、さらに買付内容等の検討に必要な情報の提出を求めます(適宜回答期限を設けます)。その後、買付者等から提出された情報や当社取締役会からの意見や根拠資料、代替案(もしあれば)等が、社外取締役、社外監査役および社外の有識者のいずれかに該当する者から構成される独立委員会に提供され、その判断を経るものとします。独立委員会は、外部専門家等の助言を独自に得たうえ、買付内容の検討、当社取締役会

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続を遵守しなかった場合、その他買付者等の買付等の内容の検討の結果、当該買付等が当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合等、本プランに定める要件に該当し、新株予約権の無償割当て等を実施することが相当であると判断した場合には、独立委員会規則に従い、当社取締役会に対して、新株予約権の無償割当て等を実施することを勧告します。また、予め当該実施に関して株主総会の承認を得るべき旨を勧告することもできるものとします。

の提示した代替案の検討、買付者等との協議・交渉、株主の皆様に対する情報開示等を行い

ます。

新株予約権の無償割当てを実施する場合の新株予約権には、買付者等による権利行使が認められないという行使条件、および当社が買付者等以外の者から当社株式等と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項が付されており、当該買付者等以外の株主の皆様は、原則として、新株予約権1個あたり1円を下限として当社株式の1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が別途定める価額を払い込むことにより、新株予約権1個につき1株の当社普通株式を取得することができます。

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して新株予約権無償割当て等の実施もしくは不実施または株主総会招集等の決議を行うものとします。当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

本プランの有効期間は、第93期定時株主総会終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとしています。

ただし、有効期間の満了前であっても、当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになります。

本プラン導入後であっても、新株予約権無償割当て等が実施されていない場合、株主の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。他方、本プランに基づく新株予約権の無償割当て等が実施された場合、株主の皆様が権利行使期間内に、金銭の払込その他新株予約権行使の手続を行わないと、他の株主の皆様による新株予約権の行使により、その保有する株式の価値が希釈化される場合があります(ただし、当社が当社株式を対価として新株予約権の取得を行った場合、保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じますが、原則として買付者等以外の株主の皆様が保有する当社株式全体の価値の経済的な希釈化は生じません。)。

なお、本プランの詳細は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレスhttps://www.san-hd.co.jp/files/news/management/20220512\_5.pdf)に掲載する2022年5月12日付プレスリリースにおいて開示されております。

## (3) 具体的取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

「(2)①」に記載した企業価値向上への取組みおよびコーポレート・ガバナンス強化のための取組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ安定的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、その内容も、前記のとおり、飽くことのない品質向上、人的および物的資産の拡充等を含む合理的なものであり、かつ、コーポレート・ガバナンスの強化・充実にも配慮された公正なものであることから、まさに当社の基本方針に沿うものであって、企業価値・株主共同の利益に資するものであります。

また、「(2)②」に記載した本プランは、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みを具体化するものとして、企業価値・株主共同の利益を確保、向上させる目的をもって導入されたものであり、第93期定時株主総会において株主の皆様にもご承認いただいております。その内容も、合理的な客観的要件が設定されている上、その本プランに基づく本新株予約権の無償割当て等の実施にあたっては、社外取締役、社外監査役および社外の有識者のいずれかに該当する者によって構成される独立委員会の判断を経ることが必要とされており、独立委員会は当社の費用で第三者専門家の助言を得ることもできることになっております。加えて本プランに基づく本新株予約権の無償割当て等の実施にあたって株主総会決議により株主の皆様のご意思を反映することもできることになっております。また、その有効期間は第93期定時株主総会終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとされており、その期間途中であっても当社取締役会によりいつでも廃止できるものとされています。

従って、本プランは、公正性・客観性が担保されており、当社の基本方針に沿うものであって、企業価値・株主共同の利益に資するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

<sup>(</sup>注) 事業報告中の記載金額については、単位未満を切捨てて表示しております。

# 連結計算書類

**連結貸借対照表**(2024年3月31日現在)

(単位:百万円) 箵 産 の 部 自 倩 部 の 科 金 金 目 額 科 Ħ 額 資 産 11,835 流 動 負 債 3,636 流 動 金 及 び、預 金 9,789 業 1.029 営 未 払 金 1,362 営業未収入金及び契約資産 IJ ス 債 務 88 及び製 品 137 払 未 余 741 原材料及び貯蔵品 25 払 法 人 税 等 685 未 未収還付法人税等 258 税 消費 等 222 払 18 収 消 費 税 他 そ  $\bigcirc$ 245 賞 与 31 金 566 当 倒 引 金  $\triangle 2$ 員 賞 与 引当 60 役 金 25,750 定 資 古 産 そ  $\bigcirc$ 他 241 有 形 固 定 資 産 22,524 定 負 債 1,071 古 9,859 建物及び構築物 IJ ス 倩 168 務 機械装置及び運搬具 16 除去 工具、器具及び備品 114 産 債 務 561 12,250 土 従業員株式給付引当金 地 59 230 IJ 資 ス 産 預 툰 期 1) 金 281 設 仮 定 52 建 勘 期 金 1 長 未 払 固定資産 799 無形 債 計 負 合 4.708  $\bigcirc$ n h 233 純 箵 産 の 部 そ  $\bigcirc$ 他 566 2,426 額 投資その他の資産 目 金 貸 152 長 期 付 金 資 32,877 株 主 本 延 税 金 資 産 648 2,568 資 本 金 不動産信託受益権 455 5,505 箵 本 剰 金 余 資 有 価 投 証 券 120 益 剰 27,030 利 余 金 入 保 金 821 差 証 己 そ  $\mathcal{O}$ 他 白 株 力  $\triangle 2.226$ 241 끜 貸 引 倒 金 △13 資 産 合 計 純 32,877 資 産 合 計 37.585 負債及び純資産合計 37,585

<sup>※</sup> 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

連結損益計算書	(2023年4月1日から2024年3月31日まで)
---------	---------------------------

<b>車結損益計算書</b> (2023年4月1日から2024年3月31日まで) (単位:百万円)				
科目		金	額	
営 業 収 益			22,437	
営 業 費 用			17,104	
営 業 総 利 益	<b>±</b>		5,332	
販売費及び一般管理費			1,543	
営 業 利 益	益		3,789	
営業外収益				
受 取 利 息	- 1	2		
受 取 配 当 会	È	0		
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	盍	35		
	١ ا	20	58	
営 業 外 費 用				
支 払 利 息	- 1	0		
解 体 撤 去 費 月	- 1	30		
	手	6		
	ŧ	11	47	
	盍		3,800	
特別損失	_			
固定資産除却損	- 1	17		
	ŧ	152		
7 O A	_	1	171	
税金等調整前当期純利益		4.057	3,629	
法人税、住民税及び事業税	- 1	1,357	4.065	
法人税等調整額	+	△91	1,265	
当期純利益			2,363	
親会社株主に帰属する当期純利金	<u>=</u>		2,363	

<sup>※</sup> 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

# **連結株主資本等変動計算書** (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

		//± \\ \tau = \( \tau = 1 \)				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	純資産合計
当期首残高	2,568	5,488	25,153	△1,594	31,615	31,615
当期変動額						
剰余金の配当			△485		△485	△485
親会社株主に帰属する当 期純利益			2,363		2,363	2,363
自己株式の取得				△662	△662	△662
自己株式の処分				30	30	30
自己株式処分差益		16			16	16
当期変動額合計	_	16	1,877	△631	1,262	1,262
当期末残高	2,568	5,505	27,030	△2,226	32,877	32,877

(単位:百万円)

<sup>※</sup> 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

# 計算書類

<b>貸借対照表</b> (2024年3月31日現在	E)		(単位:百万円)
資産の	部	負 債 の	—
科目	金額	科目	金額
流 動 資 産	6,796	流動負債	2,107
現金及び預金	6,272	営 業 未 払 金	4
前 払 費 用	144	短 期 借 入 金	1,600
未 収 入 金	109	リ ー ス 債 務	1
未収還付法人税等	258	未 払 金	237
原材料及び貯蔵品	0	未払費用	9
そ の 他	11	未払法人税等	96
固定資産	27,196	未払消費税等	31
有形固定資産	21,455	賞 与 引 当 金	42
建物	8,740	役員賞与引当金	51
構築物	413	その他	32
機械及び装置	1	<b>固 定 負 債</b> リ ー ス 債 務	<b>622</b>
工具、器具及び備品	29	リ ー ス 債 務 資 産 除 去 債 務	499
土 地	12,214	(大)	2
リース資産	2	で そ の 他	119
建設仮勘定	52		2,730
無形固定資産	561	純 資 産	の部
ソフトウエア	336	科目	金額
電話加入権	28	株 主 資 本	31,262
ソフトウエア仮勘定	193	資 本 金	2,568
そ の 他	2	資 本 剰 余 金	5,505
投資その他の資産	5,179	資本準備金	5,488
関係会社株式	3,035	その他資本剰余金	16
出資金	0	利益剰余金	25,415
長期貸付金	981	利益準備金	225
長期前払費用	159	その他利益剰余金配当平均積立金	25,190
繰 延 税 金 資 産	211	配 当 平 均 積 立 金固定資産圧縮積立金	230 208
不動産信託受益権	455	回 と 貝 座 圧 稲 慎 立 並 別 ・途 ・積 ・立 ・金	8,433
差入保証金	788	操越利益剰余金	16,318
その他	14		△2,226
貸 倒 引 当 金	△467	純 資 産 合 計	31,262
資産合計	33,992	負債及び純資産合計	33,992

<sup>※</sup> 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

(単位:百万円)

وستجر	17-0 120	23年4月1日//	J20277 J1	12106		(羊位・ロ/ハ )/
	科		E		金	額
営	業	収	益			6,683
営	業	費	用			
	不 動	産 賃	貸 原	価	2,293	
	_	般 管	理	費	1,359	3,653
	営	業	利	益		3,029
営	業	外 収	益			
	受	取	利	息	12	
	未 払	配当金	除斥	益	2	
	雑	収		入	2	16
営	業	外 費	用			
	支	払	利	息	11	
	解	撤差	责費	用	29	
	雑	損		失	8	49
	経	常	利	益		2,996
特	別	利	益			
	そ	の		他	3	3
特	別	損	失			
	固定	資 産	除却	損	16	
	減	損	損	失	147	
	貸 倒	引 当 金	繰 入	額	224	388
	税引	前当期	純 利	益		2,611
	法 人 税	、住民税	及び事業	美 税	287	
	法人	税 等	調整	額	△74	213
	当	期 純	利	益		2,398

<sup>※</sup> 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

(単位:百万円)

# 株主資本等変動計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

	株主資本							
		資本剰余金		利益剰余金				
	資本金		61	利益準備金	その他利益剰余金			
	貝华並	資本準備金 その他 資本剰余金	その他 資本剰余金		配当平均 積立金	固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金
当期首残高	2,568	5,488	_	225	230	208	8,433	14,405
当期変動額								
剰余金の配当								△485
当期純利益								2,398
自己株式の取得								
自己株式の処分								
自己株式処分差益			16					
当期変動額合計	_	_	16	-	_	_	_	1,913
当期末残高	2,568	5,488	16	225	230	208	8,433	16,318

	株主	純資産合	
	自己株式	株主資本 合計	計
当期首残高	△1,594	29,964	29,964
当期変動額			
剰余金の配当		△485	△485
当期純利益		2,398	2,398
自己株式の取得	△662	△662	△662
自己株式の処分	30	30	30
自己株式処分差益		16	16
当期変動額合計	△631	1,297	1,297
当期末残高	△2,226	31,262	31,262

<sup>※</sup> 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

# 監查報告

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

# 独立監査人の監査報告書

2024年5月10日

燦ホールディングス株式会社 取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 干 﨑 育 利

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 安 場 達 哉

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、燦ホールディングス株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、燦ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査 法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関 する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監 査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを 評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の 実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付け る。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を 喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事 項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、 将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

# 独立監査人の監査報告書

2024年5月10日

燦ホールディングス株式会社 取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 千 﨑 育 利

指定有限責任社員 業務執行計員

公認会計士 安 場 達 哉

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、燦ホールディングス株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第95期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価 し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合に は当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判 断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立 案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証 拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の 実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付け る。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚 起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意 見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の 事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な 不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第95期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容
  - (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
    - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
    - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
    - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針および同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
    - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表)およびその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表)について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
  - ④ 事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

2024年5月10日

# 燦ホールディングス株式会社 監査役会

 $-\equiv$ 秦 勤 監 杳 彸 常 本 千 雅印 汁 外 監 査 役 間 = 汁 外 監 杳 役  $\vdash$ 人印 祐

株主総会当日は北大阪急行線「桃山台駅」ロータリーにて送迎バスをご案内 しておりますのでご利用ください。

# 定時株主総会会場へのご案内(燦ホールディングス株式会社)

会場 公益社 千里会館(まほろば)

**住 所** 〒565-0854 大阪府吹田市桃山台5丁目3番10号

TEL 06-6832-0034 FAX 06-6831-7984



■JR大阪駅からのアクセス 「梅田駅」より地下鉄御堂筋線 「箕面萱野駅」行き乗車。 北大阪急行「桃山台駅」(南出口)から下車。 (所要時間20分)

■伊丹空港からのアクセス 「大阪空港駅」より大阪モノレールに乗車、 「千里中央駅」にて北大阪急行に乗り換え、 「桃山台駅」(南出口)から下車。(所要時間30分)

